

朝霞市条例第9号

朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年朝霞市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。